

上野原市立小・中学校における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン

上野原市教育委員会

1 はじめに

国の「新型コロナウイルス感染症防止の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（令和2年5月1日）」（学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）において示されたとおり、学校における感染リスクをゼロにすることは困難ですが、学校再開にあたって、基本的な感染症対策を徹底し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減していくことが重要となります。

そこで、市教育委員会では、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～及び「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参考に上野原市版のガイドラインを作成いたしました。

つきましては、本ガイドライン等を参考に、学校における新型コロナウイルスの感染及び感染拡大防止に向け、各学校の実情に応じた取組をお願いします。

2 感染予防の基本的な考え方

社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要とされています。

本ガイドラインは、子供たちの健やかな学びを最大限保障することを目指して、上野原市教育委員会として、新型コロナウイルス感染症のリスクを低減するために学校運営上留意すべき事項を示すものです。

本ガイドライン遂行の基本原則

- (1) 新型コロナウイルス感染症のリスクを低減するため、3つの条件（換気の悪い密着空間、多くの人が密集、近距離での会話や発生）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること
- (2) 感染者・濃厚接触者に対するいじめや差別的な言動がないように、児童生徒及び教職員の人権に配慮するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること
- (3) 児童生徒が、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけるとともに、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行うこと

(4) 新型コロナウイルスの感染から自らを守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないためにも、日常生活の中で「人との身体的距離をとることにより接触を減らすこと」「マスクをすること」「手洗いをすること」など『新しい生活様式』を心がけること

3 上野原市立小中学校における感染予防対策について

(1) 身体的距離を確保する

- ①教室等では、児童生徒マスク着用で児童生徒間の間隔を1～2 m確保する
- ②教室内の児童生徒用の机以外のものを移動させ、教室スペースを最大限広げる

(2) 新型コロナウイルスに関する正しい知識を指導する

- ①新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけ、感染リスクを自ら判断し、避ける行動をとることができるように発達段階に応じた保健指導計画の作成と指導実践を行う

(3) 登下校時

- ①登校前に体温を測定し、朝の体温が平熱より0.5度以上高めだったり、「咳」「喉頭痛」「だるさ」が見られるときは、登校せずに家庭で休養する
- ②原則としてマスク着用
- ③1～2 mの間隔を保って登下校する
- ④学校の玄関で密集しないように指導する
- ⑤登校時に健康チェックカードで健康状態をチェックする（平熱を記入させ、発熱の状態を確認する）

(4) スクールバス

- ①児童生徒が乗車する前に車内の消毒を行う
- ②車内の換気を実施する
- ③密着しないように座席の指定を行う
- ④マスクを着用する
- ⑤会話を控える
- ⑥感染リスク回避のために保護者による送迎を依頼する

(5) 授業中

- ①養護教諭が授業観察を行い感染防止のための指導を行う

- ②児童生徒の机の位置を可能な限り離す
 - ③マスクを着用する
 - ④窓を開け換気を行う（最低でも1時間に10分喚起を行う）
 - ⑤特別教室への移動は1～2mの間隔を保つように指導する
 - ⑥感染の可能性の高い学習活動を行わない
 - 音楽 狭い空間や密着状態での歌唱や楽器指導
 - 技術・家庭科 調理等の実習
 - 体育 密集する運動 近距離で組み合ったり接触したりすることの多い運動
 - その他 密集して長時間活動するグループ活動
(運動会・文化祭・学習発表会・修学旅行等)
- ※実施する場合は、内容、時間等の検討を行い実施する

(6) 休み時間

- ①マスクを着用をする
- ②休み時間に発生する「密集」「密接」を避ける指導を行う
- ③遊具の使用は認めるが、指導の徹底を図る 1～2mの距離を保って順番を待つ
- ④友だちに触れることを避ける
- ⑤遊具を触った手で目や口を触らない

(7) 給食時

- ①配膳、後片付けの工夫を行い時間の短縮に努める
- ②食事中は、飛沫飛散防止のため席は一方向とし、会話を控える
- ③給食前 机などは清潔な台ふきんで「水ぶき」する
- ④給食後 机、配膳台、ワゴンは薬剤で消毒する
- ⑤密集の状況により空き教室等を使い、児童生徒の間隔を空けるようにする

(8) 部活動

- ①当面の間は自校での活動とし、合宿や他校との合同練習、練習試合、遠征、大会参加等は避ける
- ②長期間活動していないことから、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体的に過度な負担のかかる運動をさけるなど、生徒のけが防止には十分に留意する

- ③活動時間と休憩を適切に設け、生徒の健康観察や熱中症対策等にも十分に配慮する
- ④生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動については、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする
- ⑤部活動で使用する用具等の消毒を心がけ、共用を避けるのが難しい場合は、部活動の前後に手洗いをするように指導する

4 感染症等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

(1) 福祉保健部との連携

- ①児童生徒等及び教職員の感染が発生した場合又は児童生徒等及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、福祉保健部と連携し、適切に校内の消毒を行うとともに、感染者の行動歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する

(2) 出席停止等の取扱い

- ①児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る

感染がまん延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る

- ②保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な対応を取る

(3) 臨時休業等の実施

- ①児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の休業を実施する

また、感染者の学校内での活動の状況や感染拡大の状況を踏まえ、学

校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、学校の全部または一部の臨時休業を行う

これらについては、校長会と連携を図り、感染した児童生徒や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて判断する

(4) 教職員の勤務

①教職員本人が罹患した場合には感染症まん延防止休暇を取得させる

教職員が濃厚接触者である場合や、濃厚接触者と接触し感染症が疑われる場合は、職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにする

5 おわりに

各学校においては、感染症予防対策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動を工夫して実施していきます。

児童・生徒のみならず、保護者やご家庭の皆様も含め、日々の感染予防に努めていただくことが、学校での感染拡大の予防につながります。学校の「新しい生活様式」の定着に向け、ご理解ご協力をお願いします。

また、このガイドラインは現段階における考え方になります。今後の感染状況や国・県の動向を踏まえ、随時更新していきます。